

- (4) 会期が2日間以上で、総参加者数のうち相当数がさいたま市内の宿泊施設への宿泊を伴うと判断できるものであること
 - (5) 政治的、宗教的な活動を目的とするものでないこと
 - (6) 主催団体が国又は地方公共団体以外の団体であること
 - (7) 営利活動を目的としないものであること
 - (8) 協会の実施するコンベンション調査を依頼した場合、十分な結果が得られるよう協力できること
- 2 当該コンベンションが、さいたま市及び協会から補助金の交付又は、これに類する支援を受けていないこと。

ただし、協会が実施するポストコンベンション開催助成金を併用する場合は、この限りではない。

(交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、市内事業者に支出するものとする。

(交付額)

第5条 助成金の交付額は予算の範囲内において交付するものとし主催者開催総経費の10分の1に相当する額の範囲内で、別表に定めるいずれかの区分に応じた額を限度とする。ただし、市内事業者等へ支出する額が区分に応じた額に満たない場合、市内事業者等へ支出する額を限度とする。

2 千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする主催又は主管団体の代表者（以下「申請人」という。）は、次の各号の書類をコンベンション開催期日の前年度の8月末日までに協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) コンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号の2）
- (3) 資金計画書（様式第1号の3）
- (4) 定款、寄附行為、会則又は規約等
- (5) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

2 申請の合計金額が助成金の年度予算額に達しなかった場合、前項の規定にかかわらず、開催期日の前年度の3月末日までに前項と同様の手続きを以て申請することができる。その場合、前条の「年度予算額」は「予算残額」と読み替えるものとする。

3 次の各号の事由が発生した場合には、開催期日の当年度においても、更に同様の手続きを以て申請することができる。

- (1) 前項の規定により延長を受け付けたとき、延長後の申請合計金額が年度予算額に達しなかった場合
- (2) 第9条の規定により助成金の交付を通知したコンベンションが、開催中

止等により助成金が不交付等となり、交付合計金額が年度予算額に達しなくなった場合

- 4 前2号の申請の後、交付合計金額が年度予算額に達しなかった場合、当該予算額は、公益社団法人さいたま観光国際協会ポストコンベンション開催助成金交付要綱第4条第1項の年度予算額に加算することができるものとする。
(審査会)

第7条 助成金の交付の適正を期するため、コンベンション開催助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置し、助成金交付について審査の上、会長に答申する。

- 2 審査会は、委員若干名をもって構成し、委員は会長が指名する。
- 3 審査会の委員及び開催については要領により別に定めるものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 会長は、審査会の答申を受け、当該申請が助成金を交付すべきものと認めるときは、コンベンション開催助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知し、交付すべきでないと認めたものについては、コンベンション開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）を通知する。

(申請内容の変更)

第9条 助成金の交付の決定を受けた申請人は、決定後、事業計画、予算及び事業内容等について、申請時に提出した書類の記載に変更が生じた場合、またはコンベンションの開催が困難になった場合は、すみやかにコンベンション開催助成金事業変更交付申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の変更申請があった場合、申請内容が当初の申請に対する審査会の審査結果に則しているか等を確認した上で、申請人にコンベンション開催助成金事業変更交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定を受けた申請人は、コンベンション終了後すみやかに次の号の書類を以て会長に報告するものとする。

- (1) コンベンション開催報告書（様式第6号）
- (2) コンベンション開催決算報告書（様式第6号の2）
- (3) 交付対象経費の支払い実績がわかる書類の写し（領収書、支払い明細書など）

- 2 会長は、必要と認めるときは助成金の使用状況等について調査を行うことができる。

(交付額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告により助成金の交付額を確定し、コンベンション開催助成金交付額確定通知書（様式第7号）により申請人に通知する。

(交付の請求)

第12条 申請人は助成金の交付額確定通知を受けた場合、すみやかにコンベンション開催助成金交付請求書(様式第8号)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第13条 会長は前条の規定による請求書に基づき、申請人名義の銀行口座に直接振込むことにより助成金の交付を行うものとする。

(交付の取消等)

第14条 会長は、前各条の規定にかかわらず、助成金の交付を受けた申請人が次の各号に該当する場合には助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項その他に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 申請事項、その他に変更が生じた場合
- (4) その他、会長が不適當な事由があると認めた場合

(補則)

第15条 前各条の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 開催期日第1日目が平成21年4月1日から23年3月31日までとなるコンベンションに関する書類申請期限は、第7条の規定にかかわらず、会長が別に定める。

附 則(平成21年12月25日要綱第1号)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日要綱第3号)

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第5号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日要綱第1号)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月13日要綱第2号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前年度に、この要綱による改正前の公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要綱第7条の規定による

交付の申請を行った者に対する助成金の交付額又は交付の決定は、第6条、第9条の規定に関わらず、会長が別に定める。

附 則（令和2年1月27日要綱第4号）

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和4年4月1日以降に開催されるコンベンションにおいて助成金交付申請を行う者から適用する。

附 則（令和3年5月31日要綱第1号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年11月15日要綱第4号）

この要綱は、令和3年11月15日から施行し、令和3年度に改正前の公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金の規定により交付の申請を行った者にも適用する。

附 則（令和4年10月31日要綱第3号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日要綱第4号）

1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年8月20日要綱第2号）

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

別表

(1)国際会議

コンベンション参加者	交付額
100～199人	50万円以内
200～299人	100万円以内
300～399人	150万円以内
400～499人	200万円以内
500～799人	250万円以内
800～999人	400万円以内
1,000人～	500万円以内

(2)国内会議

コンベンション参加者	交付額
500～799人	45万円以内
800～1,299人	75万円以内
1,300～1,999人	120万円以内
2,000人～	150万円以内